

岩手県医療局管理規程第11号

医療局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月30日

岩手県医療局長 小原 勝

医療局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

医療局職員被服貸与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸与を受けることのできる職員		種類	員数	貸与期間(年)	貸与を受けることのできる職員		種類	員数	貸与期間(年)
本庁	営繕工事の現場監督に従事する職員	作業衣及び作業ズボン	2	5	本庁	営繕工事の現場監督に従事する職員	作業衣	2	7
							作業ズボン	2	
県立病院等	医師及び歯科医師 臨床検査、視能訓練、医療安全管理、医療社会事業及び臨床心理の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	診察衣又は白衣	8	5	県立病院等	医師及び歯科医師	診察衣	4	7
		ズボン	6				スクラブズボン	4	4
	薬剤、診療放射線、臨床工学、理学療法、作業療法、言語聴覚、理療及び生活指導の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	スクラブ又は白衣	8	5		薬剤、臨床検査及び視能訓練の業務に従事する職員	診察衣	2	7
		ズボン	6				スクラブズボン	4	4
医療社会事業及び臨床心理の業務に	診察衣又は白衣	5	5	医療社会事業及び臨床心理の業務に	診察衣	2	7		
				医療社会事業及び臨床心理の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	診察衣	2	7		
					スクラブズボン	4	4		

従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	ズボン	<u>5</u>	
	トレーニングウェア又は作業衣及び作業ズボン	<u>5</u>	
	スクラブ又は白衣	<u>5</u>	<u>5</u>
	ズボン	<u>5</u>	
理学療法、作業療法、言語聴覚、理学療及び生活指導の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	トレーニングウェア又は作業衣及び作業ズボン	<u>5</u>	
	スクラブ	<u>8</u>	<u>5</u>
	又は白衣		
	エプロン	<u>1</u>	
ズボン	<u>4</u>		
管理栄養士及び栄養士	スクラブ	<u>8</u>	<u>5</u>
	又は白衣		
	エプロン	<u>1</u>	
	ズボン	<u>4</u>	
歯科衛生士	白衣	<u>9</u>	<u>5</u>
男子			

従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	スクラブ	<u>4</u>	
	ズボン	<u>4</u>	
	トレーニングウェア	<u>2</u>	
診療放射線の業務に従事する職員	診察衣	<u>1</u>	<u>7</u>
	スクラブ	<u>5</u>	
	ズボン	<u>5</u>	
管理栄養、栄養、臨床工学、歯科衛生、薬剤助手、放射線補助員、検査補助員、その他医療職補助員及び看護補助の業務に従事する職員	スクラブ	<u>6</u>	<u>7</u>
	ズボン	<u>6</u>	
理学療法、作業療法、言語聴覚、理学療及び生活指導の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	スクラブ	<u>6</u>	<u>7</u>
	ズボン	<u>6</u>	
理学療法、作業療法、言語聴覚、理学療及び生活指導の業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	スクラブ	<u>3</u>	<u>7</u>
	ズボン	<u>3</u>	
	トレーニングウェア	<u>4</u>	
	ア		
看護及び医療安全	スクラブ	<u>7</u>	<u>7</u>

及び看護業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員を除く。）	職員	ズボン	<u>9</u>	
	女子職員	ワンピース ス型白衣 又は白衣 及びズボン	<u>9</u>	<u>5</u>
歯科衛生士及び看護業務に従事する職員（精神科業務に従事する職員に限る。）	男子職員	白衣 ズボン トレーニングウェア 又は作業衣及び作業ズボン	<u>9</u> <u>9</u> <u>2</u>	<u>5</u>
	女子職員	ワンピース ス型白衣 又は白衣 及びズボン トレーニングウェア	<u>9</u> <u>9</u> <u>2</u>	<u>5</u>
栄養管理業務に従事する職員（管理栄養士及び栄養士を除く。）		調理衣 エプロン 調理ズボン	<u>9</u> 8 <u>9</u>	<u>5</u>
事務、電話交換及び医師事務作業補助の業務に従事する女子職員（技能士を含む。）		ベスト及びスカート	2	<u>5</u>
ボイラー業務に従事する職員及び事務以外の業務に従事	男子職員	作業衣及び作業ズボン	5	<u>5</u>

管理の業務に従事する職員		ズボン		<u>5</u>
調理の業務に従事する職員		調理衣 調理ズボン エプロン	<u>8</u> <u>8</u> 8	<u>7</u>
事務、電話交換及び医師事務作業補助の業務に従事する女子職員（技能士を含む。）		ベスト スカート 又はキュロット	2 <u>2</u>	<u>7</u>
ボイラーの業務に従事する職員及び事務以外の業務に従事する作業手		作業衣 作業ズボン	5 <u>5</u>	<u>7</u>

する作業手		帽子	3	
	女子	作業衣及	<u>5</u>	<u>5</u>
	職員	び作業ズ		
		ボン 三角巾	<u>3</u>	

		帽子	3	
--	--	----	---	--

注1 本表に複数の型の定めがあるものについては、貸与員数の中でそれぞれの枚数を選択できるものとする。

2 作業衣、診察衣、白衣、ワンピース型白衣又は調理衣の貸与を受ける職員にあつては、貸与員数の中で長袖及び半袖の枚数を選択できるものとする。

注 作業衣又は調理衣の貸与を受ける職員にあつては、貸与員数の中で長袖及び半袖の枚数を選択できるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。